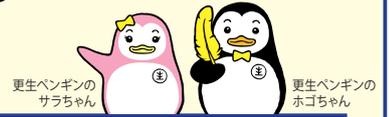




人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

令和6年
8月 Vol.16



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

就労支援は再犯防止の万能薬

千葉保護観察所長
田中 大輔



今や就労支援に再犯防止効果はないと言われる方はほとんどいないかと思われそうですが、実はこの考え方はかなり古くからあります。例えば、1790年に長谷川平蔵の発案により江戸石川島に人足寄場を設置され、刑余者その他身寄りのない人たちに生業が授けられていましたし、1888年には金原明善などにより設置された静岡県出獄人保護会社では、身寄りのない刑余者を收容保護して仕事に就かせていました。1936年に作成された釈放者保護の宣伝ポスターには「保護善導する時」と「保護善導せざる時」が対比され、その例の一つとして「就職安定」と「就職至難」のイラストが掲載されています。

しかし、障害等他の属性によって就労が困難となっている人たちとは違って、刑務所出所者等（以下、「出所者」といいます。）は、前歴により白眼視されることのほか、意欲欠落しているから就職できない、忍耐強くないから仕事が続かないという評価が長く続いていました。私が入職した頃も、支援というよりも、叱咤激励して出所者の就労を実現させようという指導の仕方が一般的だったと記憶しています。結局、保護観察制度が開始されて以降、平成18年まで出所者に特化した具体的な就労政策が打たれず、就職できない、本人の特性と雇用先にミスマッチが生じ、無職のまま再犯に至る事案が多数生じていました。

改めて考えてみると、就労が確保できない出所者のほとんどが適切な社会常識やマナーを身に付けておらず、しかも何度となく失敗を繰り返してきたために、普通は

できて当然のことができなかったり、うまくいくイメージが持てずに、些細なことでくじけ、あきらめてしまったりする傾向があります。こうした傾向がある出所者を叱咤激励さえすれば、明日から常識的な振る舞いと頑張りによってすぐに就職できるようになり、我慢を重ねて職場定着できるようになると考えるのはいささかの外れといえます。やはり、就労が困難な出所者に対しては、特別な手厚い支援が必要なのです。

さて、有職者と無職者の再犯リスクに有意な差がある理由として考えられるのは、貧困を原因とする犯罪を安定収入が得られるようにすることで抑止できるというだけではありません。それ以外にも、就労には生活リズムを整える、仕事や職場の人間関係を通じて社会との関わりができる、仕事を通じて自己有用感が得られる、そして、仕事を継続することによって将来の展望が開ける、といった作用が期待されます。出所者が、不規則な生活で時間を余し、社会常識が不足し、成功体験が少ないことからあきらめがちであることからすれば、就労は更生への近道であることは自明の理といえます。また、将来の見通しが立たなければ、人はやけになって場当たりのになりがちですが、仕事の継続により、将来見込まれる職場での地位、預金、生活ぶりなどが想像できれば、明日を生きようとする意欲の醸成につながります。

就労とは、まさに人間性の回復の営みであり、再犯防止の万能薬と言えるのです。そして、就労安定には誰かが寄り添い、励まし、支えることが最も重要なのです。



通常総会を開催しました

令和6年5月15日に千葉市生涯学習センターにおいて令和6年度の通常総会を開催しました。当日は171名(本人出席36名、表決書提出96名、代理出席17名、委任状出席22名)のご出席をいただき、令和5年度「事業報告書」及び「活動計算書」を含む決算書類について審議が行われ、全ての議題についてご承認いただきました。令和5年度「事業報告書」から抜粋して、活動内容をお知らせします。



※事業報告書と活動計算書は当機構ホームページ (URL <https://www.chibakenkikou.jp>) で公開しております。

1. 更生保護就労支援事業について

法務省の「更生保護就労支援事業」については、令和5年度で10年目の受託となりました。

(1) 就職活動支援

就職活動支援は千葉保護観察所より指定を受けた保護観察期間中の刑務所出所者等を対象とし、本人の希望を確認した上で就労先の紹介や面接への同席を行うもので、概ね80件を目安に活動し、取り組みは92件でした。活動の結果は就職71件、未就職10件、翌年度継続11件でした。

【活動結果】

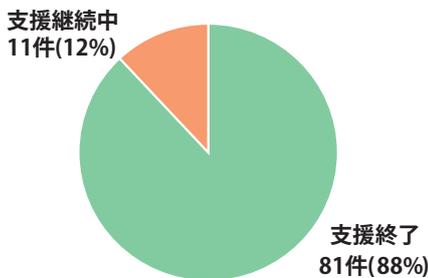
受託目安件数	受託件数	就職件数	未就職	翌年度継続
80	92	71	10	11



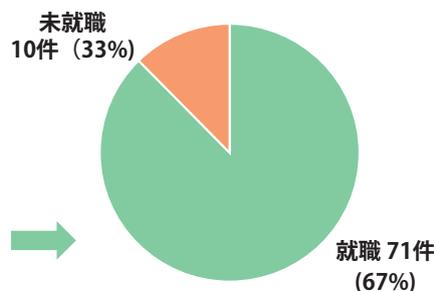
【就職した71件の就職業種】

建設	サービス	運送	飲食	介護福祉	製造	卸小売	その他
28	9	7	6	6	3	1	11

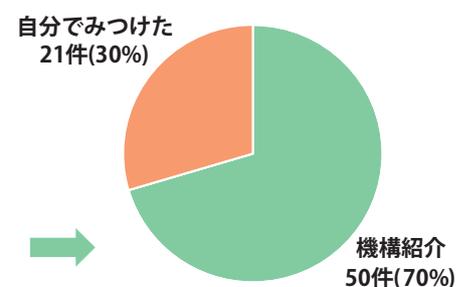
受託92件の取組結果



支援終了81件の就職状況



就職71件の機構紹介状況



(2) 職場定着支援

職場定着支援は就職した支援対象者が円滑に職場定着できるよう、本人はもとより雇用主とも連絡をとりつつ、課題の早期発見と解決を目標に活動するもので、概ね50件を目安に活動し取り組みは52件でした。支援終了した45件中



32件は3ヶ月以上の就労を確認しましたが、残念ながら13件は短期で離職となっています。

【活動結果】

受託目安件数	受託件数	支援終了件数	3ヶ月継続	離職
50	52	45	32	13

2. 無料職業紹介事業について

令和3年5月に開設した「千葉県就労支援事業者機構無料職業紹介所」の事業として、従来の保護観察期間中の支援担当者に加え、地方検察庁、児童相談所、児童自立支援施設、弁護士会等から要請のあった人に対しても就職先の斡旋を行い、令和5年度は16件の案件に取り組み、12件が就労に結びついています。

【活動結果】

案件数	就労数
16	12

【過去3年間の取組実績】

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組件数	3	7	16



3. 地区協力雇用主会の活性化について

令和3年度から千葉保護観察所のご支援もいただき、新たな地域ネットワークづくりの活動を行っております。「地区協力雇用主会」の再組織化、活性化については、地区保護司会や協力雇用主へ働きかけを行った結果、令和5年12月、市原地区において協力雇用主会の再組織化を図ることができました。

地区協力雇用主会は26の保護観察区に対して実際に活動しているのは8地区しかありません。今後はこれを全保護観察区に拡げていけるよう活動していきます。

■ 活動中の地区協力雇用主会 稲毛地区・柏地区・松戸地区・船橋地区・鎌ヶ谷地区・旭地区・野田地区・市原地区

4. 会員増強活動について

会員の皆様や県内の経済団体から会員をご紹介いただく「会員紹介活動」を継続し、二種及び賛助会員の増強に努めました。活動結果は下表の通りで、令和5年度は25先の新規会員をお迎えし、残念ながら退会もございましたが、会員数は二種会員・賛助会員合わせて5先の増加となりました。引き続き会員の皆様からのご紹介をお待ちしております。

【会員種別内訳 総数 371 (令和6年3月末)】

正会員		
第一種会員	事業者団体	6
第二種会員	一般の事業者	198
第三種会員	各地区協力雇用主会	18
第四種会員	事業者以外の個人、法人または団体	36
賛助会員	個人、法人または団体	113





【新規入会数と会員総数の推移】

	新規入会		会員数	
	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員
平成 30 年度	7	1	108	117
令和元年度	5	2	110	117
令和 2 年度	14	4	121	120
令和 3 年度	29	8	144	111
令和 4 年度	50	12	185	121
令和 5 年度	20	5	198	113

5. 雇用協力事業者の増加を図る事業について

新規に協力雇用主として千葉保護観察所に登録された事業者に対しては、原則として訪問により制度説明、事業実態や求人希望の確認を行いました。令和 5 年度は 131 先に開拓活動を行い、新規登録数は 85 件、協力雇用主数は 922 事業者となりました。

【千葉保護観察所協力雇用主登録数 922 事業者（令和 6 年 3 月末）】

建設業	593	製造業	39
サービス業	71	飲食業	20
運送業	48	小売業	11
医療福祉	48	農業	8
電気・ガス	43	その他	41

6. 助成金の支給状況について

当機構では、刑務所出所者等を採用いただいた雇用主や、就労支援対象者に対して助成金や見舞金、地区協力雇用主会活性化のための活動資金への助成金を支給しています。

(1)雇用協力事業者への給与支払の助成事業

刑務所出所者等を 3 ヶ月以上雇用した事業者に対し、給与助成として 1 件あたり 3 万円を支給しました。

助成金支給実績 24 件 /750,000 円

(2)刑務所出所者等への就労支援事業

刑務所出所者等の就職活動に際しての交通費や諸費用、所持金の少ない就職内定者に対して支度金や当面の生活資金等を援助しました。

助成金支給実績 9 件 /75,000 円

(3)雇用協力事業者への見舞金事業

刑務所出所者等を雇用し、業務外の損害が発生した場合の見舞金について、支援対象者の解雇に伴う寮の原状回復費用を支給しました。

助成金支給実績 1 件 /14,000 円

(4)地区協力雇用主会への助成事業

地区協力雇用主会再立ち上げ及び研修等の活動資金を助成しました。

助成金支給実績 5 件 /70,000 円



7. その他

当機構ではこの他に、協力雇用主研修会（3会場、参加人数延べ104名）、協力雇用主情報交換会（参加者8名）の開催等様々な活動を行いました。

※研修会、情報交換会の様子は「支援の絆」第15号で特集しております。

当機構ホームページ（URL <https://www.chibakenkikou.jp>）にバックナンバーを掲載しておりますので是非ご覧ください。

8. 令和6年度の活動について

■ 前年度に引き続き、就労支援事業を中心に次の5つを柱として活動します。

- ① 法務省から受託した「更生保護就労支援事業」の遂行のため、各地区保護司会やハローワーク等の関係機関と緊密に連携してきめ細かな就職活動支援と職場定着支援活動を実施する。
- ② 保護司会及び協力雇用主等と連携して、各地区協力雇用主会の再組織化と活性化に努めるとともに、地域内の刑余者にかかわる福祉関連支援団体等との連携を図り、地域支援連携の拡充を図る。
- ③ 法務省受託事業対象外の犯罪者や非行少年等についても、関係機関からの要請により「無料職業紹介事業」として幅広い就労支援を実施する。
- ④ 機構の財政基盤強化のため、二種会員、賛助会員の増強を図る。
- ⑤ ホームページや広報紙を利用した情報発信により世論の啓発に努め、事業活動の透明性を高める。



■ 事業費予算は、総額 12,824 千円

特定非営利活動法人(NPO法人)としての事業費は4,909千円。この費用には雇用協力事業者や支援対象者に対する助成金合計1,300千円を含むほか、地区協力雇用主会に対する働きかけや関連諸団体との連携に係る活動費、広報紙やホームページを活用した広報活動費、これに人件費やその他の経費を加えて計上しています。

一方、法務省からの受託業務に係る費用は、当機構就労支援事業所の経費として、受託料の全額7,915千円を見込んでいます。支援活動に携わる人件費のほか、支援対象者との面接に係る交通費、通信費に加え、協力雇用主研修会等の開催費用を含んでいます。



活動計画の詳細は当機構のホームページに「令和6年度事業計画書」を掲載しておりますので是非ご覧ください。



特集 地域連携・組織間連携

私どもでは地域のネットワークづくりの一環として次のような活動をしています。具体的には、

- ①各地区保護司会、更生保護協力雇用主会において研修会、勉強会を実施し、保護司、雇用主間の意思疎通を図っています。
- ②児童相談所、中核地域生活支援センター、暴力団追放県民会議、居住支援法人協議会等で研修会、勉強会を実施し、当機構の取組について説明し連携強化を図っています。
- ③保護観察所、弁護士会、裁判所、地方検察庁、刑務所、少年院、児童相談所、ハローワーク等の担当者約30名と定期的に勉強会、情報交換会を開催し、担当者間の連携、知見を深めることによって対象者に寄り添った支援の実現、再犯防止に取り組んでいます。

以下、地域連携・組織間連携に積極的に取り組んでいらっしゃる、社会福祉法人美野里会 理事長で柏地区更生保護協力雇用主会 会長 横尾 好永様と元法務省保護観察官で現在弁護士として活躍されている 村山 直様に、その活動内容を寄稿していただきました。

■柏地区更生保護協力雇用主会の活動概要

会長 横尾 好永



柏地区雇用主会は発足し、15年目を迎え、私は3代目の会長を務めさせていただいております横尾と申します。

当会は、現在30社の会員が入会されておりますが、対象者の自立支援と言う主旨を理解された雇用主さんに活動していただく為、意識の高揚を目的に年会費として5,000円の会費を頂戴しております。また保護司会より50,000円の支援金を併せ活動費としております。

主な活動としましては10年事業として皆さんにピンバッチを作成し皆さんに配布しております。年間の事業としては、理事会を随時開催し総会の他、研修、保護司会主催の研修旅行、忘年会に更生保護女性会と共に参加し雇用主会主催で柏市、流山市、我孫子市の各市長、保護観察所、千葉県就労支援機構の皆さんをお招きし更生保護4団体の交流会を開催しており、保護司会のご協力で会報に毎回、雇用主さんの紹介コーナーを設けていただき紹介しております。

しかし課題も多く、アンケートをとり、参加していただける時間等を配慮しておりますが、研修や交流会への参加が少ないこと、会員の増強が思うようにすすまない等苦慮しております。

今後、メールでの配信、近隣の雇用主会との交流など皆さんにとって魅力のある研修内容などを模索しながら参加者増員、入会者の拡充に役員一同邁進していければと思います。

■司法手続きを「点」ではなく「線」で理解すること

弁護士 村山 直



私は、元々法務省保護局の職員であり、一時は保護観察官として勤めておりました。その際感じたことは、「刑事・少年司法の関係者間の相互理解が乏しい」ということでした。対象者にとっては、一連の手続きであるにも関わらず、携わる司法関係者は自身のテリトリーのことしか経験しておらず、また、隣接職種に係る知識も十分ではないわけです。そのような状態で、この目の前の対象者を本当に理解し、支援できているといえるのだろうか、ということに疑問を感じました。私たち、対象者に関わる人が、自分が担う「点」だけでなく、司法手続を「線」として理解し、対象者がこれまで辿ってきた(これから辿る)道のりを知ることができれば、もっと良い関わりができるのではないかと感じました。そこで、刑事事件、少年事件に関わる方々、具体的には、検察、裁判所、矯正、更生保護、就労支援、弁護士等が集まり、お互いの業務を紹介し合い、また、意見交換を行い、互いの理解を深める交流会を催すことといたしました。機構の方にも継続的にご参加いただき、就労支援を担うお立場からのご意見等を頂戴しているところです。参加者からは、他の組織が意識している視点に驚かされた、気軽に他職種に関する質問ができる関係性が出来てありがたい等と感想をお寄せいただいております。今後もこの会を継続し、関係職種の相互理解・連携を深め、対象者にとってより良い関わりができるよう努めたいと考えています。



雇用事例について

過去3年間で刑余者の抱える個別の事情に配慮することによって3件の長期就労に結びついている事例を紹介するものです。

協力雇用主の概略

昭和53年設立、産業廃棄物収集運搬業、一般廃棄物収集運搬業ならびに一般貨物自動車運送業を営む会社で、現社長は48歳、3代目です。

産業廃棄物は一都四県の許可取得。一般廃棄物は会社所在地周辺の五市町に対応。貨物輸送については航空貨物の輸送業務に対応し南東北から中京圏、北陸まで輸送対応しています。保有車両は環境事業20台、運送事業17台で対応。売上も環境事業と運送事業で半々となっています。刑余者については過去に1名の実績があったものです。

ケース1 会社が社会保険手続きに関与することにより本人の収入増に成功した事例

51歳、男性。住所不定無職、連絡を取れる家族なし、アルコール依存既往あり。

採用時に住民登録が職権抹消登録されていましたが、当社で社宅を用意し、住民基本台帳に住民登録を行い、同時に国民健康保険加入手続き及び国民年金加入手続きを行いました。住民登録抹消期間中の税務申告書を税務署に提出。これにより国民健康保険料の減額申請と国民年金保険料の免除申請が可能となり、経済的に安定するまで国民健康保険料、国民年金保険料の減額ができました。その後正社員として登用し社会保険及び厚生年金に加入手続きを行いました。本人の収入確保を前提に対応することによって本人からの会社に対する信頼感や忠誠心を醸成し就労継続しやすい環境を作っています。

ケース2 就労しながら将来に向けてステップアップのための資格取得を支援した事例

44歳、男性。トラック運転手を希望していたが第一種普通運転免許のみを取得している状況でした。当面は研修期間という形で入社手続きを行い大型冷凍車の助手乗務員として雇用を確保しました。この間、就労環境に順応訓練を行うとともに大型運転免許の免許取得に向けて自動車教習所に通所させるとともにサポートを継続しました。大型免許取得後に試用期間を経て正社員として登用し、大型貨物車の習熟訓練完了後は無事故無違反で乗務員として日々業務を完遂しています。

研修期間中に勤務態度、協調性や就労意欲をなど確認し、罪状内容等考慮しても運転手として雇用可能と判断し登用したものです。

ケース3 住居や当面の生活費を支援。既存債務整理のために会社の顧問弁護士が対応した事例

40歳、男性。住所不定無職、配送業務並びに自動車整備士として住み込み就労希望していたもの。一定額の負債を抱えているとともに離婚調停中の状況にあったもの。

採用時に社宅を用意するとともに当面の生活費を貸与し衣食住の確保を最優先。

その後、長らく使用していなかった自動車整備士資格証の再発行手続き、離婚調停中の妻との本人所持品の受け取り協力を実施。二級ガソリン車整備士資格を所持していたので、貨物自動車運送事業法に基づく整備管理者として、法定3カ月点検及び車両管理の責務を持たせることにより自信を付けさせ、公共事業や資源回収事業の担当者として活躍しています。

個人負債については当社の顧問弁護士に対応させるとともに、会社所有車両を安価にて払い下げ、解決の方向に向かっていきます。

いずれも対象者の直面している課題に対して、本人任せにするのではなく会社が真摯に取り組むことによって長期就労に結びつけています。なお、三名共に無遅刻無欠勤で安全を確保しつつ正確な業務遂行に日々精進しているとのこと。



◆ 感謝状を贈呈しました

令和5年度にあすか交通(株)さまより当機構へ多額のご寄附を賜り、全国就労支援事業者機構榊原会長からの感謝状を6月12日、当機構の渡邊会長よりあすか交通(株)吉田社長へ贈呈しました。

頂いたご寄附は当機構の就労支援活動をさらに充実させるべく大切に使用させていただきます。



右から渡邊会長 あすか交通(株)吉田社長 柏原事業本部長

新規会員のご紹介

令和5年7月以降の新規会員をご紹介します。(順不同、敬称略)

二種会員 (一般の事業者)	有限会社丸原自動車	株式会社匠工務店	Deevo Tours 株式会社
	合同会社 ZERO	株式会社朋明	三裕建設工業株式会社
	株式会社三勢		
賛助会員 (事業の推進に協力する会員)	川尻博宣	株式会社野田電機	岡川工務店
	糸賀誠二		

令和6年6月30日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	200	三種会員	18	四種会員	35	賛助会員	115	合計	374
------	---	------	-----	------	----	------	----	------	-----	----	-----

入会のご案内

当機構は主に会員の皆様の貴重な年会費により運営されております。就労を希望する対象者に対する就労支援、雇用主様への研修活動や助成金の交付を積極的に進めていくためには、その前提となる財務基盤の強化が重要です。引き続き、犯罪や非行をした人の就労による立ち直りを支援することを通じて千葉県の治安の改善を目指す私どもの事業を支えてくださる企業、団体及び個人の皆様にご入会いただけますよう会員募集を継続しておりますのでご協力をお願いいたします。

年会費 正会員(二種会員) 1万円以上 賛助会員 2千円以上

入会申込書は、当機構のホームページにあります。ダウンロードしてお使いください。

<https://www.chibakenkikou/jp/joinus/>